（委員の派遣）
第十九条　情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。
（特定秘密の提出又は提示）
第二十条　情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。
（勧告）
第二十一条　情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。
2　情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第百二条の十六第一項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。
（報告書の提出）
第二十二条　情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。
2　情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。
3　議長は、前二項の報告書を公表するものとする。
（会議の秩序保持）
第二十三条　委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
（休憩及び散会）
第二十四条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。
（懲罰事犯の報告等）
第二十五条　会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。
2　前項の場合において、会長が処分を求めないときは、委員の三分の一以上から懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があった日から三日以内にこれを提出しなければならない。
3　閉会中に情報監視審査会において生じた事犯については、次の国会の召集の日から三日以内に、委員の三分の一以上から懲罰の動議を提出することができる。
（傍聴）
第二十六条　情報監視審査会は、傍聴を許さない。
2　情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。
（特定秘密の保管）
第二十七条　行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。
（特定秘密の閲覧）
第二十八条　委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。
（会議録）
第二十九条　情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。
2　会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。
3　会議録は、これを印刷して配付することをしない。
4　前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第二十三条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。
第三十条　情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。
2　前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。
（特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等）
第三十一条　情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。
2　前項の場合において、会長が処分を求めないときは、委員の三分の一以上から懲罰の動議を提出することができる。
3　閉会中生じた第一項の事犯については、次の国会の召集の日から三日以内に、委員の三分の一以上から懲罰の動議を提出することができる。
（事務局）
第三十二条　情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。
2　事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。
3　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。
第三十三条　事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
（準用）
第三十四条　衆議院規則第四十一条、第四十五条の二、第四十五条の三、第四十七条の二、第五十一条、第五十二条、第五十六条、第七十条、第八十五条の二及び第二百三十四条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附　則

この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日から施行する。

条約送付及び通知

六月十三日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

条約送付通知書受領

六月十三日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

六月十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

議案提出

六月十三日議員から提出した議案は次のとおりである。

琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（吉田泉外二名提出）
社会保険労務士法の一部を改正する法律案（薗浦健太郎外六名提出）